

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

規則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第十八号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表企画調整部の項中「統計分析課 統計調査課」を「統計課」に改め、同表生活環境部の項中「人権男女共生課」を「青少年・男女共生課」に、「国際課 原子力損害対策課 原子力賠償支援課」を「国際課」に、「自然保護課」を「自然保護課 水・大気環境課」に、「環境保全総室 一般廃棄物課 産業廃棄物課 除染対策課」に改

め、同条第二項中「企画調整部」の下に「避難地域復興局及び」を加え、同条第五項の表人権男女共生課の項、環境共生課の項及び産業廃棄物課の項を削り、同表地域医療課の項の次に次のように加える。

農業振興課

農林地再生対策室

第七条第五項の表道路整備課の項中「道路整備課」を「道路計画課」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 避難地域復興局に避難地域復興課を置く。

第十一条(見出しを含む。)中「企画調整部各総室」の下に「並びに避難地域復興局」を加え、同条の表企画調整部の項第十号中「部内他総室」の下に「並びに避難地域復興局」を加え、同条の表地域づくり総室の項第十三号中「地域新エネルギー」を「再生

「(統計分析課)

可能エネルギー」に改め、同条の表情報統計総室の項中

八 統計の総合企画及び調整

九 統計分析の実施及び公表

十 統計知識の普及並びに統計調査課)

十一 統計調査の実施及び公

に改め、同項の次に次のように加える。

八 統計の総合企画及び調整に関する

九 統計分析及び統計調査の実施及

十 統計知識の普及並びに統計情報

表に関する

に改め、同項の次に次のように加える。

に改め、同項の次に次のように加える。

び公表に関する

の収集、保管及び提供に関する

こと。

「(統計課)

に改め、同項の次に次のように加える。

を「二十七 海外渡航に関する

こと。」に改め、第二十

七 海外渡航に関する

こと。」に改め、第二十

七 海外渡航に関する

企画及び調整に関すること。

九号及び第三十号を削り、同表県民安全総室の項第九号中「こと」の下に「(避難者支援課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同表環境共生総室の項中

四 環境影響

観室) 評価に関すること。」を「四 環境影響評価に関すること。」に改め、第五号を削り、

「(自然保護課

六 自然環境の保護に関すること。」を「(自然保護課) 五 自然環境の保護に関すること。」に改

め、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 景観形成施策の総合企画及び調整に関すること。

第十二条の表環境共生総室の項に次のように加える。

(水・大気環境課)

十 大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止並びにその指導に

関すること。

十一 ダイオキシソシン類、フロン類等化学物質の対策に関すること。

十二 環境汚染の防止のために必要な監視及び測定に関すること。

十三 公害に係る紛争、苦情等の処理に関すること。

第十二条の表環境保全総室の項中

六 産業廃棄物の不法投棄防止策に関すること。」

を「六 産業廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。」に、

「八 自動車リサイクル (水・大気環境課)

に関すること。」を「八 自動車リサイクルに関すること。」に改め、第九号から第十

二号までを削り、

「(除染対策課) 十三 除染対策の推進に係る施策の総合企画及び調整に関するこ

と。」を「(除染対策課) 九 除染対策の推進に係る施策の総合企画及び調整に関するこ

第十四号を第十号とし、同表に次のように加える。」に改め、

原子力損害対策総室

(原子力損害対策課)

一 原子力損害対策に係る総合企画及び調整に関すること。

(原子力賠償支援課)

二 原子力損害の賠償の請求に係る支援及び調整に関すること。

三 原子力損害の賠償に係る相談に関すること。

(避難者支援課)

四 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこ

れに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次号及び第二十七条の二において

同じ。)による避難者支援に関する施策の総合企画及び調整に関すること。

五 災害救助法に基づく費用の支弁に関すること。

六 被災者生活再建支援制度等に関すること。

第十四条の表産業振興総室の項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号ま

でを一号ずつ繰り下げ、

「(産業人材育成課) 十四 技能の振興及び職業能力開発の推進に関すること。」

を「(産業人材育成課) 十五 技能の振興及び職業能力開発の推進に関すること。」に改め、第十三号を第

十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、

「(商業まちづくり課) 十 商業の振興に

関すること。」を「(商業まちづくり課) 十一 商業の振興に関すること。」に改め、第九号の次に次の一号

を加える。

十 再生可能エネルギー関連産業に係る施策の推進及び総合調整に関すること。

第十五条の表農林水産総室の項第六号中「農業振興計画」を「農林水産業振興計画」

に改め、同表農業支援総室の項中第四十一号を第四十三号とし、

「(金融共済室) 四十 農業共済組合

の指導及び検査に関すること。」を「(金融共済室) 四十二 農業共済組合の指導及び検査に関するこ

と。」に改め、第三十九号を第四十一号とし、第三十八号を第四十号とし、

「(農業経済課) 三十九 農業協同組合その他

農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」を「(農業経済課) 三十九 農業協同組合その他

農業団体の指導に関すること。」に改め、第三十六号を第三十八号とし、第二十四号か

ら第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、

「(環境保全農業課) 二十三 資源循環型農業の促進に関するこ

と。」を「(環境保全農業課) 二十五 資源循環型農業の促進に関すること。」に改め、第二十二号を第二

十四号とし、第十一号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、

「(農業担い手課) 十 農業経営の改善

に関すること。」を「(農業担い手課) 十二 農業経営の改善に関すること。」に改め、第九号の次に次

のように加える。

(農林地再生対策室)

十 農地、森林等の除染及び再生に関すること。

十一 農林水産業に係る放射性物質対策の研究拠点の整備に関すること。

第十六条の表企画技術総室の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを

「(建設産業室)

一号ずつ繰り下げ、七 建設業法（昭和二十四年法律第百号）及び建設機械抵当法（昭和二十九年法律第 九十七号）の施行に関すること。
 「（建設産業室）
 八 建設業法（昭和二十四年法律第百号）及び建設機械抵当法（九十七号）の施行に関すること。」

（昭和二十九年法律第 六号の次に次の一号を加える。）

七 部内における放射性物質による環境汚染対策に係る総合企画及び調整に関すること。

第十六条の表道路総室の項中第十三号から第十五号までを削り、「十二 道路の交通安全施設の整備に関すること。」を「十五 道路の交通安全施設の整備に関すること。」に改め、第十一号を第十四号とし、「（道路整備課）
 十 道路、橋りょう及びトンネルの建設計画に関すること。」を「十三 道路、橋りょう及びトンネルの建設計画に関すること。」に改め、第九号を第十二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、五 道路の維持管理に関すること。」を「（道路管理課）
 八 道路の維持管理に関すること。」に改め、第四号の次に次のように加える。

（高速道路室）
 五 高速自動車国道等の建設に係る公共事業の総合調整に関すること。
 六 高速自動車国道等の建設に係る国等からの受託業務に関すること。
 七 地域高規格道路の総合調整に関すること。
 第十六条の表都市総室の項中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、「（下水道課）
 十五 流域別下水道整備総合計画に関すること。」を「（下水道課）
 十六 流域別下水道整備総合計画に関すること。」に改め、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 まちづくりに係る復興交付金事業に関すること。
 第十六条の表建築総室の項第六号中「こと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、「（営繕課）
 二十 県の施設に係る営繕工事に関すること。」を「（営繕課）
 二十二 県の施設に係る営繕工事に関すること。」に改め、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること（サービスタク高齡者向け住宅事業に限る。）。
 二十一 住宅復興資金利子補給事業に関すること。
 第十八条第一項第五号の表水産種苗研究所の項を削る。
 第二十二条の表部の項の次に次のように加える。

二十 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること（サービスタク高齡者向け住宅事業に限る。）。
 二十一 住宅復興資金利子補給事業に関すること。
 第十八条第一項第五号の表水産種苗研究所の項を削る。
 第二十二条の表部の項の次に次のように加える。

企画調整部に附置する避難地域復興局

局 長	知事の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
局 次 長	局長を補佐し、局の事務を整理する。
市町村行政担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
除染対策担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
避難者支援担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
地域医療担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
企業立地担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
農村計画担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
農林地再生対策担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
土木企画担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
まちづくり推進担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
建築住宅担当	上司の命を受け、特に指示された局の事務

第二十二條の表生活環境部に属する環境保全総室の項の次に次のように加える。

課長	に参画する。
義務教育担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
総括主幹	上司の命を受け、特に指示された局の事務を掌理する。

生活環境部に属する
原子力損害対策総室

部次長（原子
力損害対策担
当）

上司の命を受け、原子力損害対策総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十二條の表総合安全管理室、文化スポーツ局、観光交流局、知事公室及び総室に属する課の項中「総合安全管理室」の下に、「避難地域復興局」を加える。

第二十二條の二の表市町村復興支援担当理事の項を削り、同表原子力損害対策担当理事の項中「に係る」を「及び避難者支援に関する施策の」に改め、同表子育て支援担当理事の項中「第二十二條の四各号」を「第二十二條の六各号」に改める。

第二十二條の五第二号中「人権男女共生担当課長」を「青少年・男女共生担当課長」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「学習指導担当課長」を「義務教育担当課長」に改め、同条第五号とし、同条第七号中「学校生活健康担当課長」を「高校教育担当課長」に改め、同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条に次の一号を加え、同条を第二十二條の六とする。

八 健康教育担当課長

第二十二條の四中「前三條」を「第二十二條から前條まで」に改め、同条を第二十二條の五とし、第二十二條の三の次に次の一条を加える。

（再生可能エネルギー産業推進監）

第二十二條の四 前三條に規定するもののほか、商工労働部に、再生可能エネルギー産業推進監を置き、その職務は、上司の命を受け、再生可能エネルギー関連産業に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二條の規定にかかわらず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。

第二十四條の表企画調整部情報統計総室総括主幹の項の次に次のように加える。

企画調整部避難地域復興局総括主幹	企画調整部避難地域復興局避難地域復興課主幹
------------------	-----------------------

第二十四條の表生活環境部環境保全総室総括主幹の項の次に次のように加える。

生活環境部原子力損害対策総室総括主幹
生活環境部原子力損害対策総室原子力損害対策課主幹

第二十七條の二の表復興支援・地域連携室長の項中「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」を削る。

附則第四項を削る。

別表第一の一の表福島県北地方振興局の項から福島県いわき地方振興局の項までの分掌事務の欄第五十二号中「こと」の下に「（福島県いわき地方振興局を除く。）」を加え、別表第一の四の表福島県障がい者総合福祉センターの項分掌事務の欄第三号中「並びに補装具の製作、修理及び技術指導」を削り、同欄第四号を削り、別表第一の六の表

福島県農林事務所の項中

農村整備部
農地計画課
農業基盤整備課
農村環境整備課

農村整備部
農地計画課
農村整備部
農村環境整備課

に改め、同表福島県会津農林事務所の項中

農村整備部
農地計画課
農業基盤整備課
農村環境整備課

を
農村整備部
農地計画課
農村環境整備課

に改め、同表福島県水産試験場の項中
農村整備部
農地計画課
農業基盤整備課
農村環境整備課

を
農村整備部
農地計画課
農村環境整備課
に改め、同項分掌事務の欄第六号中「水産種苗の」の下に「生産及び」

を加え、同表福島県水産種苗研究所の項を削り、別表第一の七の表福島県相双建設事務

所の項中	用地課	を	復興部 道路・	に、	業務課	を
	復興部 道路・	を	復興部 道路・	に、	業務課	を

